

平成19年3月1日
内閣府（防災担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第1回）
議事概要について

1．検討会の概要

日 時：平成19年3月1日（木）10:00～12:00

場 所：砂防会館別館 3階 穂高

出席者：伊藤座長、石川、小幡、重川、田近、福和、松原、室崎 各委員
溝手防災担当大臣、増田内閣府政策統括官、丸山内閣府審議官、上田参事官、西川参事官、上杉参事官、篠原参事官、池内参事官 他

2．議事概要

「被災者生活再建支援制度及び関連制度の概要」、「被災者生活再建支援制度の施行状況」について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。

<大臣挨拶>

被災者生活再建支援法は、平成16年の抜本改正から3年を経過する。この間大きな災害も発生し、制度についても様々な議論が行われている。一方、法律改正時に国会から本法の施行後4年を目途として、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加える事という附帯決議をいただいている。

このため内閣府として、被災者生活再建支援制度の在り方に関して幅広い観点からの審議をお願いしたい。

<主な意見>

住まいには公共性があり、被災した住宅を再生しないと都市も再生しない。大規模災害に際し、社会を再生するため、国も一緒に取り組むんだというメッセージ、将来個人の住宅がどう再生されるかという事を示すことが大事だ。

各県で単独制度を作っている意図としては、県内の公平性の観点や地域コミュニティの維持の観点等からは国制度には落ち度があるために補完せざるを得ないということである。

どの程度の災害規模を想定して議論するかが重要。実現できない安心・安全を言っても仕方がない。実際に大規模災害の発生が予測されており、実現可能性を考えながら議論すべき。

被災者に対する支援は現物給付が原則だが、復興に効果が上がるのは現金給付という考えもある。現物給付と現金給付との関係についてシミュレーションを行い、ど

の方法がより合理的かを比較検討すべき。

壊れない住宅の建設もしながら、それでも被害を受けたら支援をする。誰もが被災する可能性がある我が国において、被災者生活再建支援制度はセーフティネットとして必要。その場合どんな支援がよいのか、どの程度の災害に対して支援するか皆が納得できる形で決めることが重要。

住まいの再建は生活再建ひいては地域の再生にとって重要。住宅再建を被災者生活再建支援法のみで考えるのは無理がある。融資や補修などと組み合わせて総合的に考えるべき。例えば、補修に関しては、全壊と判定されても補修して住めるので、実態に沿った支援を考えるべき。

今世紀前半に起きるであろういくつかの巨大災害に対して、国がどれだけの資源を投入できるのかということが議論の前提になる。事後的に巨費を投入して救済することより、むしろ事前対策のインセンティブとしてこの制度を活用できないか。災害規模が大きくなればなるほど補修の活用が重要になる。制度の改善に反映すべき。

耐震補強や地震保険、災害保険についてある程度の強制化を行うことに関する議論を今一度すべきではないか。

予防対策は促進しないといけないが、いくらやっても必ず被害は出る。そういう認識の上に立って被災者の救済策を考えなければならない。首都直下地震といえども阪神・淡路大震災の数倍程度の被害でしかなく、国の財政力で対応できないことはない。

被災した企業は事業所を他地域に移転することも多いが、サラリーマンはそれに合わせて住み替えをすることになる。同じ地域に住み続けるのが唯一の生活再建と考えるべきではない。

高齢者は平均的に豊かだが、個々に見れば格差が大きく、国として何らかの支援をする必要がある。一つの制度でどこまでも対応するのは無理がある。中小規模の災害と大規模な災害とに分けて考えるべき。そのとき、地方と国の役割を切り分けて考えることも重要。

神戸でも震災後コミュニティが壊れたことによって都市が疲弊しているように見える。それにどのように対応し、どう地域を復興させるのかを都市政策、社会政策として検討すべき。自助も社会的に強制しないと進まない。自己責任だからといって放っておいて良いということはない。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 西 岡

参事官付 仲 島

TEL 03-3501-5191 (直通)

